

京都市敬老乗車証要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市敬老乗車証条例（以下「条例」という。）、京都市敬老乗車証条例施行規則（以下「規則」という。）の施行に関し、その細則を定めることにより、敬老乗車証制度を円滑に実施することを目的とする。

(交付対象者の範囲)

第2条 規則第3条第1項に規定する市長が交付する証票で別に定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 本市が発行する福祉乗車証
- (2) 京都市重度障害者タクシー利用券

(路線ごとの地域)

第3条 規則第3条第2項に規定する別に定める地域は、別表第1の左欄に掲げるとおりとする。

2 規則第8条第3項に規定する別に定める区間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 京都バス株式会社及び京阪バス株式会社 その一部又は全部が別表第2に掲げる区域に存する路線のうち、当該区域内の区間
- (2) きょうと京北ふさと公社 運行する全区間
- (3) 株式会社ヤサカバス 醍醐コミュニティバス市民の会から業務委託されている区間

3 規則第8条第4項第1号に規定する別に定める区間は、別表第1の左欄に掲げる地域内に住所を有する者について、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、同表に掲げる区間にかかわらず、特別の事情のある場合は、市長が個別に区間を認定する。

4 規則第8条第4項第2号に規定する別に定める区間は、別表第3の左欄に掲げる敬老乗車券の種類に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(負担金の還付)

第4条 条例第6条に規定する特別の理由とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第4条第3項の規定により通知をした日（以下「通知日」という。）の属する年の10月1日までに、第1種敬老乗車証又は第2種敬老乗車証の交付を受けた者が死亡、転居等の止むを得ない理由により、第1種敬老乗車証又は第2種敬老乗車証を使用できなくなり返還した場合。ただし、通知日の属する年に、新たに条例第3条第1に規定する交付対象者になった者を除く。
- (2) 第1種敬老乗車証又は第2種敬老乗車証の交付を受けた者が税更正等の理由により、通知日以前に遡って、条例別表第1の区分に変更があった場合及び条例第5条ただし書きの条件に該当した場合

(負担金の減免)

第5条 条例第8条に規定する特別の理由とは、交付申請者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、通知日から起算して過去1年以内に、震災、風水害、火災その他これらに類する

災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたときとし、負担金の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証するり災証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請があったときは、別表第4に掲げる減免を行う。

3 第1項に規定する減免又は免除の対象者で、かつ、通知日以降にり災証明書の交付を受けたなどやむを得ない理由により減免又は免除を受けられなかったと認められる者から、当該通知日以降に第1項に規定する申請書およびり災証明書の提出があったときは、前条の規定にかかわらず、条例第5条に規定する特別の理由があるものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年6月1日から施行し、平成23年3月11日以降に申請があった者について適用する。

(東日本大震災に係る特例)

2 条例第6条に規定する特別の理由は、第5条第1項に定めるもののほか、東日本大震災に係る災害救助法が適用された地域（東京都を除く。）において被災し、京都市内で居住することとなったこととする。

3 前項に規定する理由があるときは、平成24年9月30日以前を有効期間とする敬老乗車証について負担金を免除する。

4 第2項に規定する理由による負担金の免除の申請は、平成23年3月11日から平成24年9月30日までの間に行わなければならない。

5 前項の申請にあたっては、第5条第1項の規定にかかわらず、り災証明書の提出は不要とする。

6 平成23年5月31日以前に申請があった者について、第2項に規定する理由に該当する場合、条例第5条に規定する特別の理由があるものとみなす。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱による改正後の京都市敬老乗車証要綱の規定により敬老乗車証の交付を受けることができることとなる者に係る敬老乗車証（運賃を支払うことなく、又はその券面額に応じて高齢者が公共交通機関の一部を利用することができる証票をいう。）の交付その他これを交付するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分		区 間	
北 区	雲ヶ畑中津川町、雲ヶ畑中畑町、雲ヶ畑出谷町	彌榮自動車株式会社	雲ヶ畑自治振興会から業務委託された雲ヶ畑岩屋橋から北大路駅前までを結ぶ路線
	上賀茂二軒家町、上賀茂柵谷町、上賀茂北ノ原町、上賀茂前田町、上賀茂津ノ国町、上賀茂女夫岩町、上賀茂毛穴井町、上賀茂大柳町、上賀茂音保瀬町、上賀茂中嶋河原町、西賀茂下庄田町、西賀茂上庄田町	京都バス株式会社	市原から出町柳駅前までを結ぶ路線で京都市と京都バス株式会社とで協議のうえ、取り決めた区間
	上賀茂二軒家町、上賀茂本山の一部、上賀茂神山の一部	同上	城山から出町柳駅前までを結ぶ路線で京都市と京都バス株式会社とで協議のうえ、取り決めた区間
	中川北山町、中川中山、中川東山、中川西山、中川水谷、中川奥山、中川西ノ谷、中川川登、杉阪道風町、杉阪都町、杉阪東谷、杉阪南谷、杉阪北尾、真弓八幡町、真弓善福、小野下ノ町、小野中ノ町、小野上ノ町、小野宮ノ上町、小野岩戸、小野水谷、小野笠谷、大森芦堂町、大森稲荷、大森中町、大森東町、大森菖蒲、大森西町、大森大谷、大森牛ヶ滝、大森中山	西日本ジェイアールバス株式会社	小野上ノ町から京都駅までを結ぶ路線で京都市と西日本ジェイアールバス株式会社とで協議のうえ、取り決めた区間
左京区	北白川琵琶町、北白川重石町、北白川地藏谷町、北白川南ヶ原町、北白川中山町、北白川蓬ヶ谷町、北白川岩坂町	京都バス株式会社	岩坂から京都駅前までを結ぶ路線
	静市静原町、静市市原町、静市野中町、	京都バス株式会	城山から出町柳駅前までを結ぶ路

	岩倉上蔵町の一部、岩倉木野町の一部	社	線で京都市と京都バス株式会社とで協議のうえ、取り決めた区間
	鞍馬本町、鞍馬二ノ瀬町、鞍馬貴船町、花脊別所町、花脊大布施町、花脊八桝町、花脊原地町、久多下の町、久多川合町、久多中の町、久多上の町、久多宮の町、広河原杓子屋町、広河原能見町、広河原下之町、広河原菅原町、広河原尾花町	同上	広河原、貴船又は市原から出町柳駅前までを結ぶ路線で京都市と京都バス株式会社とで協議のうえ、取り決めた区間
右京区	嵯峨鳥居本小坂町、嵯峨鳥居本六反町、嵯峨鳥居本仙翁町、嵯峨鳥居本仏餉田町、嵯峨鳥居本化野町、嵯峨鳥居本中筋町、嵯峨釈迦堂藤ノ木町、嵯峨観空寺久保殿町、嵯峨観空寺岡崎町、嵯峨観空寺明水町、嵯峨鳥居本北代町、嵯峨観空寺谷町、嵯峨鳥居本一華表町、嵯峨鳥居本深谷町、嵯峨亀山町、嵯峨清滝一華表町、嵯峨清滝観喜山町、嵯峨清滝田鶴原町、嵯峨清滝町、嵯峨清滝八講壇町、嵯峨愛宕町、嵯峨清滝堂尻町、嵯峨清滝北谷町、嵯峨清滝月ノ輪町、嵯峨清滝空也滝町、嵯峨清滝大谷町、嵯峨清滝深谷町	同上	清滝から三条京阪又は京都駅までを結ぶ路線で京都市と京都バス株式会社とで協議のうえ、取り決めた区間

嵯峨嵯原蓮台、嵯峨嵯原稻荷元町、嵯峨嵯原岡ヶ鼻、嵯峨嵯原若宮下町、嵯峨嵯原清水町、嵯峨嵯原高見町、嵯峨嵯原橋子、嵯峨嵯原宮ノ上町、嵯峨嵯原甲北町、嵯峨嵯原岩ノ上、嵯峨嵯原大水口、嵯峨嵯原辻田、嵯峨嵯原鎧田、嵯峨嵯原西ノ百合、嵯峨嵯原大久保、嵯峨嵯原縄手下、嵯峨嵯原神宝岩、嵯峨嵯原東桃原、嵯峨嵯原西桃原、嵯峨嵯原手取垣内、嵯峨嵯原池ノ谷、嵯峨嵯原千福田、嵯峨嵯原大水上、嵯峨嵯原甲脇、嵯峨嵯原蓮台脇、嵯峨嵯原小山、嵯峨越畑手取垣内、嵯峨越畑正権谷、嵯峨越畑正権条、嵯峨越畑上正権条、嵯峨越畑上新開、嵯峨越畑南下条、嵯峨越畑下新開、嵯峨越畑上中溝町、嵯峨越畑下中溝、嵯峨越畑兵庫前町、嵯峨越畑筋違、嵯峨越畑竹ノ尻、嵯峨越畑荒堀、嵯峨越畑南ノ町、嵯峨越畑中ノ町、嵯峨越畑北ノ町、嵯峨越畑大円、嵯峨越畑大根谷、嵯峨越畑北ノ谷、嵯峨越畑中条、嵯峨越畑鍋浦、嵯峨越畑尻谷、嵯峨越畑中畑、嵯峨越畑向山、嵯峨越畑桃原、嵯峨越畑桃原垣内、嵯峨越畑天慶、嵯峨越畑上大谷、嵯峨越畑下大谷	京阪京都交通株式会社	原から八木駅前までを結ぶ路線
鳴滝泉谷町、鳴滝蓮池町、鳴滝宅間町、鳴滝川西町、鳴滝松本町、鳴滝般若寺町、鳴滝音戸山町の一部、鳴滝白砂、鳴滝宇多野谷、鳴滝泉殿町、梅ヶ畑高鼻町、梅ヶ畑向ノ地町、梅ヶ畑藪ノ下町、梅ヶ畑畑ノ下町、梅ヶ畑畑町、梅ヶ畑中田町、梅ヶ畑山崎町、梅ヶ畑古田町、梅ヶ畑猪ノ尻町、梅ヶ畑宮ノ口町、梅ヶ畑中縄手町、梅ヶ畑上ノ町、梅ヶ畑篝町、梅ヶ畑清水町、梅ヶ畑広芝町、梅ヶ畑上砥町、梅ヶ畑奥殿町、梅ヶ畑久保谷町、梅ヶ畑御経坂町、梅ヶ畑檜社町、梅ヶ畑御所ノ口町、梅ヶ畑中嶋町、梅ヶ畑西ノ畑町、梅ヶ畑殿畑町、梅ヶ畑引地町、梅ヶ畑槇尾町、梅ヶ畑高雄町、梅ヶ畑笹江辺町、梅ヶ畑川西町	西日本ジェイアールバス株式会社	亀石町から京都駅までを結ぶ路線で京都市と西日本ジェイアールバス株式会社とで協議のうえ、取り決めた区間

西京区	松室地家町、松尾井戸町、松尾万石町、松尾上ノ山町、松尾神ヶ谷町、山田開キ町、山田北ノ町、山田葉室町	京都バス株式会社	苔寺・すず虫寺から京都駅又は四条河原町までを結ぶ路線で京都市と京都バス株式会社とで協議のうえ、取り決めた区間
	大枝沓掛町、大枝西長町	京阪京都交通株式会社	北春日町又は国道沓掛から京都駅前までを結ぶ路線で京都市と京阪京都交通株式会社とで協議のうえ、取り決めた区間
	大枝塚原町	同上	国道沓掛口又は塚原からＪＲ桂川駅前までを結ぶ路線
		株式会社ヤサカバス	国道沓掛口からＪＲ桂川駅前までを結ぶ路線で京都市と株式会社ヤサカバスとで協議のうえ、取り決めた区間
	大枝中山町	京阪京都交通株式会社	中山又は国道塚原からＪＲ桂川駅前までを結ぶ路線
	大枝西新林町一丁目、大枝西新林町二丁目、大枝西新林町三丁目、大枝西新林町四丁目、大枝西新林町五丁目、大枝西新林町六丁目、大枝東新林町一丁目、大枝東新林町二丁目、大枝東新林町三丁目、大枝北福西町一丁目、大枝北福西町二丁目、大枝北福西町三丁目、大枝北福西町四丁目、大枝南福西町一丁目、大枝南福西町二丁目、大枝南福西町三丁目、大原野西境谷町一丁目、大原野西境谷町二丁目、大原野西境谷町三丁目、大原野西境谷町四丁目、大原野東境谷町一丁目、大原野東境谷町二丁目、大原野東境谷町三丁目、大原野西竹の里町一丁目、大原野西竹の里町二丁目、大原野東竹の里町一丁目、大原野東竹の里町二丁目、大原野東竹の里町三丁目、大原野東竹の里町四丁目	同上	国道沓掛口又は塚原からＪＲ桂川駅前までを結ぶ路線で京都市と京阪京都交通株式会社とで協議のうえ、取り決めた区間
		株式会社ヤサカバス	国道沓掛口、西竹の里町又は東新林町からＪＲ桂川駅前までを結ぶ路線
	大枝北沓掛町一丁目、大枝北沓掛町二丁目、大枝北沓掛町三丁目、大枝北沓掛町四丁目、大枝北沓掛町五丁目、大枝北沓掛町六丁目、大枝北沓掛町七丁目、御陵	京阪京都交通株式会社	桂坂中央からＪＲ桂川駅前までを結ぶ路線で京都市と京阪京都交通株式会社とで協議のうえ、取り決めた区間

	大枝山町一丁目、御陵大枝山町二丁目、御陵大枝山町三丁目、御陵大枝山町四丁目、御陵大枝山町五丁目、御陵大枝山町六丁目、御陵峰ヶ堂町一丁目、御陵峰ヶ堂町二丁目、御陵峰ヶ堂町三丁目	株式会社ヤサカバス	桂坂中央からＪＲ桂川駅前までを結ぶ路線
	大原野北春日町	京阪京都交通株式会社	北井から京都駅前までを結ぶ路線で京都市と京阪京都交通株式会社とで協議のうえ、取り決めた区間
	大原野南春日町	同上	灰方から京都駅前までを結ぶ路線で京都市と京阪京都交通株式会社とで協議のうえ、取り決めた区間
		阪急バス株式会社	南春日町からＪＲ向日町までを結ぶ路線で京都市と阪急バス株式会社とで協議のうえ、取り決めた区間
	大原野上里北ノ町、大原野上里南ノ町、大原野石見町、大原野上羽町、大原野上里紅葉町、大原野上里勝山町、大原野上里鳥見町、大原野上里男鹿町、大原野東野町	阪急バス株式会社	宇ノ山からＪＲ向日町までを結ぶ路線で京都市と阪急バス株式会社とで協議のうえ、取り決めた区間
	大原野灰方町	京阪京都交通株式会社	八幡前から京都駅前までを結ぶ路線で京都市と京阪京都交通株式会社とで協議のうえ、取り決めた区間
		阪急バス株式会社	灰方からＪＲ向日町までを結ぶ路線で京都市と阪急バス株式会社とで協議のうえ、取り決めた区間
	大原野石作町、大原野外畑町、大原野出灰町	京阪京都交通株式会社	長峰又は国道沓掛から京都駅前までを結ぶ路線で京都市と京阪京都交通株式会社とで協議のうえ、取り決めた区間
	大原野小塩町	阪急バス株式会社	善峯寺からＪＲ向日町までを結ぶ路線で京都市と阪急バス株式会社とで協議のうえ、取り決めた区間
伏見区	向島渡シ場町、向島清水町、向島鷹場町、向島藤ノ木町、向島東泉寺町、向島立河	京都京阪バス株式会社	四ツ谷池、上島西又は二ノ丸小学校前から向島駅前ま

	原町、向島吹田河原町、向島庚申町、向島善阿弥町、向島本丸町、向島丸町、向島橋詰町、向島中島町、向島二ノ丸町、向島津田町、向島西堤町、向島上林町、向島東定請、向島西定請、向島大河原、向島大黒、向島柳島、向島下之町、向島中之町、向島新大河原、向島新上林、向島四ツ谷池、向島二本柳、向島黒坊、向島新田、向島下五反田、向島上五反田		でを結ぶ路線
		近鉄バス株式会社	向島駅前又は竹田駅東口を運行する全区間
	醍醐一ノ切町、醍醐二ノ切町、醍醐三ノ切	京阪バス株式会社	南郷、石山団地、国分団地又は上千町から石山駅までを結ぶ路線及び南郷から石山団地までを結ぶ路線
	淀美豆町、淀木津町、淀川顔町、淀新町、淀際目町、淀生津町	同上	京阪淀駅から竹田駅西口又は京都駅八条口までを結ぶ路線
		京都京阪バス株式会社	島田から京阪淀駅までを結ぶ路線

別表第2（第3条関係）

区 分	区 域
京都バス株式会社	左京区 上高野東山、上高野東田町、上高野掃部林町、上高野釜土町、上高野上畑町、上高野口小森町、上高野奥小森町、上高野植ノ町、上高野稻荷町、上高野木ノ下町、上高野隣好町、上高野鐘突町、上高野山ノ橋町、上高野西氷室町、上高野上荒蒔町、上高野下荒蒔町、上高野大塚町、上高野東氷室町、上高野水車町、上高野八幡町、上高野川原町、上高野大橋町、上高野北川原町、上高野小野町、上高野鳥脇町、上高野車地町、上高野野上町、上高野大明神町、上高野三宅町、上高野北田町、上高野大湯手町、上高野 田町、上高野諸木町、上高野仲町、上高野古川町、上高野流田町、上高野石田町、上高野鷺町、上高野深田町、上高野防山、上高野西明寺山、上高野氷室町、上高野尾保地町、上高野池ノ内町、上高野三反田町、上高野市川町、上高野松田町、上高野下東野町、上高野沢淵町、上高野畑町、上高野前田町、上高野畑ケ田町、上高野奥東野町、修学院山添町、修学院北沮沢町、修学院大道町、修学院貝原町、修学院西沮沢町、修学院開根坊町、修学院檜峠町、修学院室町、修学院馬場脇町、修学院烏丸町、修学院仏者町、修学院泉殿町、修学院山ノ鼻町、修学院高部町、修学院千万田町、修学院水上田町、修学院沖殿町、修学院川尻町、修学院月輪寺町、修学院辻ノ田町、修学院石掛町、修学院茶屋ノ前町、修学院登リ内町、修学院坪江町、修学院水川原町、修学院犬塚町、修学院宮ノ脇町、修学院狭間町、修学院中林町、修学院十権寺町、修学

		院大林町、修学院鹿ノ下町、修学院薬師堂町、修学院桂谷、修学院牛ヶ額、修学院丸子青良ヶ谷、修学院段ノ尾、修学院尺羅ヶ谷四明ヶ嶽、修学院守禅庵、修学院横山、修学院音羽谷、修学院寺谷、修学院梅谷、修学院淵ヶ谷、修学院杉谷、修学院安養坊、修学院藪添、修学院中新開、修学院後安堂、修学院南代、修学院宮ノ前、修学院林ノ脇、修学院山神町、修学院高岸町、修学院松本町、山端川端町、山端川原町、山端柳ヶ坪町、山端大城田町、山端橋ノ本町、山端壺町田町、山端川岸町、山端大塚町、山端森本町、山端滝ヶ鼻町、山端大君町、大原戸寺町、大原上野町、大原大長瀬町、大原来迎院町、大原勝林院町、大原古知平町、大原草生町、大原野村町、大原井出町、大原小出石町、大原百井町、大原大見町、大原尾越町、八瀬花尻町、八瀬秋元町、八瀬近衛町、八瀬野瀬町、岩倉中在地町、岩倉忠在地町、岩倉上蔵町、岩倉西河原町、岩倉下在地町、岩倉木野町、岩倉大鷲町、岩倉中大鷲町、岩倉南大鷲町、岩倉花園町、岩倉長谷町、岩倉幡枝町、岩倉村松町、岩倉中町、岩倉三宅町、岩倉南三宅町、岩倉南四ノ坪町、岩倉南桑原町、岩倉東宮田町、岩倉西宮田町、岩倉南平岡町、岩倉東五田町、岩倉西五田町、岩倉北池田町、岩倉南池田町
京阪バス株式会社	山科区	全域
	伏見区	桃山羽柴長吉東町、桃山羽柴長吉中町、桃山羽柴長吉西町、桃山町金森出雲、桃山筒井伊賀西町、桃山筒井伊賀東町、桃山井伊掃部東町、桃山井伊掃部西町、桃山長岡越中北町、桃山水野左近東町、桃山水野左近西町、桃山長岡越中南町、桃山長岡越中東町、桃山町丹下、桃山最上町、桃山町正宗、桃山福島太夫西町、桃山福島太夫南町、桃山福島太夫北町、桃山毛利長門西町、桃山毛利長門東町、桃山町松平築前、桃山築前台町、桃山町鍋島、桃山町三河、桃山町百軒長屋、桃山町二の丸、桃山町大蔵、桃山町島津、桃山町古城山、桃山町下野、桃山町片岸、桃山町丸山、桃山町立売、桃山町泰長老、桃山町本多上野、桃山町松平武蔵、桃山町伊賀、桃山町根来、桃山与五郎町、桃山南大島町、桃山町板倉周防、桃山町治部少丸、桃山町永井久太郎、桃山町丹後、桃山町駿河、桃山町美濃、桃山町和泉、桃山町新町、桃山町見附町、桃山町遠山、桃山町東町、桃山町安芸山、桃山町町並、桃山町養斎、桃山町大島、桃山町日向、桃山町山ノ下、桃山紅雪町、桃山町伊庭、桃山町西尾、桃山町中島町、桃山町因幡、桃山町西町、桃山町大津町、伏見区役所醍醐支所の所管区域

別表第3（第3条関係）

敬老乗車券の種類		区間
共通券	150 円券 11 枚綴り、170 円券 11 枚綴り、190 円券 11 枚綴り、210 円券 11 枚綴り、220 円券 11 枚綴り、230 円券 11 枚綴り、230 円券 24 枚綴り、240 円券 11 枚綴り、250 円券 11 枚綴り、	本市乗合自動車及びきょうと京北ふるさと公社の全区間並びに京都バス株式会社、京阪バス株式会社、京阪京都交通株式会社、阪急バス株式会社、西日

	270 円券 11 枚綴り	本ジェイアール株式会社、京都京阪バス株式会社又は株式会社ヤサカバスの本市の区域内を運行する区間
単独券	170 円券綴り 11 枚綴り、260 円券 11 枚綴り	近鉄バス株式会社の本市の区域内を運行する区間
	210 円券 11 枚綴り	株式会社ヤサカバスの醍醐コミュニティバス市民の会から業務委託されている区間

別表 4（第 5 条関係）

り災証明書への記載	減免方法
全壊、全焼	条例別表第 1 に規定する負担金を全額免除する。
半壊、半焼	条例別表第 1 に規定する負担金について、同表に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額に減額する。 ただし、同表の備考 1 により負担金と同表に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額となった者については、その額の 2 分の 1 に相当する額とする。